

2 令和 2 年度給付費体制等の届出について

今年度も、障害児（通所）給付費算定に係る体制等の確認を行います。ウェルネットなごや（※下記参照）からダウンロードのうえ、以下の書類のご提出をお願いします（押印漏れ、記載漏れのないようご注意ください）。

※「ウェルネットなごやトップ」>「事業所の方へ」>「障害児通所支援の事業者指定・登録等」>「指定・登録の様式等ダウンロード」>4月提出分 障害児（通所）給付費算定に係る体制等の確認について

ア 全事業所対象

- ①障害児（通所）給付費体制等変更確認書
- ②人員チェックシート
- ③従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（令和 2 年 4 月のもの）
- ④平成 31 年度勤務実績一覧表

※給付費加算等、児発管の変更等がない場合は、上記の書類のみのご提出。
それ以外の事業所は、下記に該当する関係についての書類の提出が必要になります（引き続き、児童発達支援未就学児区分 1、放課後等デイサービス報酬算定区分 1 を算定する場合を含む）。

イ 給付費体制（加算等の内容）に変更がある事業所

- {
- 新たに加算算定、加算終了、減算発生、加算区分変更等
- ※ 児童発達支援未就学児区分 1、放課後等デイサービス報酬算定区分 1 を算定もしくは算定予定の場合も含みます。
- }
- ⑤障害児（通所）給付費算定に係る体制等に関する届出書
 - ⑥障害児（通所）給付費の算定に係る体制等状況一覧表
 - ⑦各種加算にかかる加算届出書、添付書類等（資格者証等）
 - ⑧指定障害児通所支援事業者変更届出書及び添付書類（⑦提出済は除く）

注意点等

- ※令和2年5月1日の算定加算届も令和2年4月15日(水)が締切になっています。提出期限を過ぎると、6月以降の算定になりますのでご注意ください。
- ※加算届出書や添付書類等についての詳細は、ウェルネットなごやをご覧ください。
- ※様式が改正された書類もありますので、必ず最新の様式をウェルネットなごやからダウンロードしてください。
- ※資格者証等の原本の写しを提出される場合は、原本証明をお忘れなくお願いいたします。
- ※基本報酬区分(区分1または区分2)の算定に当たり、新型コロナウイルス感染症の関係で、別添3のとおり取扱いが変更となっておりますので、確認よろしく申し上げます。
- ※職員配置変更により加算が算定できなくなっていないかどうか確認してください。

ウ 提出先

〒460-8508 (住所不要)

名古屋市役所子ども青少年局子ども福祉課子ども発達支援係

- ※介護保険課、障害者支援課等の他課のものと、同一封筒で送付することは事務処理上支障が生じますので、ご遠慮ください。

エ 提出期限

提出期限…令和2年4月15日(水) (15日の消印は有効)